

# オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約

1981年9月26日ナイロビで採択

## 目次

第 I 章 実体規定

第 1 条 締約国の義務

第 2 条 義務の除外例

第 3 条 義務の停止

第 II 章 締約国グループ

第 4 条 第 1 章の除外例

第 III 章 最終規定

第 5 条 条約への加盟

第 6 条 条約の効力発生

第 7 条 条約の廃棄

第 8 条 条約の署名及び言語

第 9 条 条約の寄託，謄本の送付，条約の登録

第 10 条 通報

付属文書

## 第1章 実体規定

### 第1条 締約国の義務

第2条及び第3条の規定を留保し、この条約の何れの締約国も、国際オリンピック委員会の承認がある場合を除くほか国際オリンピック委員会憲章で定義するオリンピック・シンボルから成り又はこれを含む何れの標識の標章としての登録を拒絶し又は無効とする義務を負い及び商業目的のためにするオリンピック・シンボルの標章その他の標識としての使用を妥当な措置によって禁止する義務を負う。オリンピック・シンボルの前記定義及び図形によるその描写は、付属文書に表したとおりとする。

### 第2条 義務の除外例

- (1) 第1条に規定する義務は、次の事項について、この条約の何れの締約国をも拘束しない。
- (i) オリンピック・シンボルから成り又はこれを含む何らかの標章が、当該締約国においてこの条約が効力を生ずる日前又は当該締約国において第1条に規定する義務が第3条の規定に基づいて停止されたものとみなされる期間内に、当該締約国において登録されていた場合における当該標章
- (ii) オリンピック・シンボルから成り又はこれを含む何らかの標章その他の標章の商業目的のためにする当該締約国における継続的使用であって、当該締約国においてこの条約が効力を生ずる日前又は当該締約国において第1条に規定する義務が第3条の規定に基づいて停止されたものとみなされる期間内に、当該締約国において何人かが又は何れかの企業が適法に開始したもの
- (2) (1)(i)の規定は、締約国の加盟する条約に基づく登録により当該締約国において登録の効力を有する標章についても適用する。
- (3) (1)(ii)にいう者又は企業の許諾に基づく使用は、同(ii)の適用上、前記の者又は企業による使用とみなす。
- (4) この条約の何れの締約国も、オリンピック・シンボルがオリンピックの運動又は活動に関する情報の目的でマス・メディアにおいて使用される場合にその使用を禁止する義務を負うものではない。

### 第3条 義務の停止

第1条に規定する義務は、国際オリンピック委員会とこの条約の何れかの締約国の国内オリンピック委員会との間に国際オリンピック委員会が当該締約国におけるオリンピック・シンボルの使用について許可を与える条件に関し及び国際オリンピック委員会が前記の許可を与えるのと引き換えに取得する収入に対する前記の国内オリンピック委員会の配分に関して何らの有効な協定も存在しない期間、当該締約国により停止されたものとみなすことができる。

## 第 II 章 締約国グループ

### 第 4 条 第 1 章の除外例

第 1 章の規定は、この条約の締約国であって関税同盟、自由貿易地域、その他の経済グループ又は何れかの他の領域的若しくは準領域的グループの構成国たるものに関しては当該同盟、地域その他のグループを設立する文書に基づくこれらの締約国の公約を害するものではなく、とりわけ、商品又はサービスの自由移動を規制する当該文書の規定に関しこれらの締約国の公約を害するものではない。

## 第 III 章 最終規定

### 第 5 条 条約への加盟

(1) 世界知的財産機関(以下「機関」という。)又は産業財産の保護に関する国際(パリ)同盟(以下「パリ同盟」という。)の何れの締約国も、次により、この条約に加盟することができる。

(i) 署名し、その後に批准書、裁可書若しくは認可書を寄託すること、又は

(ii) 加入書を寄託すること

(2) 国際連合の構成国又は国際連合と関係を有する専門機関の構成国であって(1)にいう以外の何れかの国は、加入書を寄託することによりこの条約に加盟することができる。

(3) 批准書、裁可書、認可書及び加入書は、機関の事務局長(以下「事務局長」という。)に寄託する。

### 第 6 条 条約の効力発生

(1) 批准書、裁可書、認可書又は加入書を寄託する最初の 3 国に関しては、この条約は、第 3 番目の批准書、裁可書、認可書又は加入書が寄託された日後 1 月で発効する。

(2) 批准書、裁可書、認可書又は加入書を寄託するその他の国に関しては、この条約は、当該文書が寄託された日後 1 月で発効する。

### 第 7 条 条約の廃棄

(1) 何れの締約国も事務局長に宛てた通告によってこの条約を廃棄通告することができる。

(2) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日後 1 年で発効する。

### 第 8 条 条約の署名及び言語

(1) この条約は、すべての本文が等しく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本 1 通において署名する。

(2) 事務局長は、関係政府と協議の後、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語並びに機関の締約国会議又はパリ同盟の総会が指定するその他の言語による公定訳文を作成する。

(3) この条約は、1982 年 12 月 31 日までナイロビにおいて、また、その後は 1983 年 6 月 30 日までジュネーブにおいて署名のために開放しておく。

### 第 9 条 条約の寄託、謄本の送付、条約の登録

(1) この条約の原本は、ナイロビにおいて署名のためもはや開放されなくなったときは、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、第 5 条(1)及び(2)にいうすべての国に対し並びに要請があったときは、他の国に対し、この条約の謄本 2 通を認証して送付する。

(3) 事務局長はこの条約を国際連合事務局に登録する。

### 第 10 条 通報

事務局長は、第 5 条(1)及び(2)にいう国に対し、次の事項を通告する。

(i) 第 8 条に基づく署名

- (ii) 第5条(3)に基づく批准書，裁可書，認可書又は加入書の寄託
- (iii) 第6条(1)に基づく条約の発効日
- (iv) 第7条の規定に基づいて通告された廃棄通告

## 付属文書

オリンピック・シンボルは、青、黄、黒、緑及び赤の交錯した5個のリングであってこの順序に左から右へと配置されたものから成る。それは、単一色で描写されるか異なる複数の色彩で描写されるかを問わず、5個のオリンピック・リングのみから成るものをいう。